大正後期における宮内省式部職楽部の活動

――武井守成の改革を中心に―

はじめに

宮内省式部職楽部は、明治三年に太政官雅楽局が設置されて以降、宮中祭祀や国賓などを接待する宮中饗宴において雅楽と西洋音楽の奏楽を担当し、記れたが、そのような世襲的環境は戦後も引き継がれ、平成初期まで継続なれたが、そのような世襲的環境は戦後も引き継がれ、平成初期まで継続された。楽部では雅楽はもとより、宮中に西洋式儀礼が導入されると、明治された。楽部では雅楽はもとより、宮中に西洋式儀礼が導入されると、明治本に吹奏楽、明治二十二年には管弦楽が公務に組み込まれ、明治二十年代のめまでに職掌面での整備がほぼ完了した。以後、「雅楽・吹奏楽・管弦楽」という三つの柱で、大正期に至るまで活動が行われた。

に行われた保育唱歌及び儀礼曲・儀式唱歌など唱歌教育を基軸とする創作活楽の導入過程に焦点を当てて検討が加えられている。そのほか、明治十年代音楽取調掛(のち東京音楽学校)などと並ぶ官立組織の一つとして、西洋音楽部の西洋音楽をめぐる音楽活動に関しては、陸軍軍楽隊・海軍軍楽隊・

ど、明治期の楽部に関する研究は深化してきている。部組織については、明治十一年と明治三十年を対象とした分析が行われるなおり、洋楽導入期を対象とした研究は、すでに相当な蓄積がある。また、楽動に関わる事例や楽部雇いの外国人音楽教師に焦点を当てた研究がなされて、③

中

村

真

由

子

明らかにされていない。
しかし、それに比べて大正期における楽部についての研究は少ない。楽部しかし、それに比べて大正期における楽部についての研究は少ない。楽部に至るまで国家の威信をかけて強化が図られ続けた分野であるにも拘らず、期に至るまで国家の威信をかけて強化が図られ続けた分野であるにも拘らず、期に至るまで国家の威信をかけて強化が図られ続けた分野であるにも拘らず、期に至るまでは洋楽導入期にのみ焦点が当てられ、大正期に至ってはほとんど、明らかにされていない。楽部にしかし、それに比べて大正期における楽部についての研究は少ない。楽部にしかし、それに比べて大正期における楽部についての研究は少ない。楽部にしかし、

られるに留まり、未だ正面から論じられていないのが現状である。省官制改正そのものについては、大正時代の宮内省を取り扱った研究で触れ制度に注目した研究がなされている一方、本稿が対象とする大正十年の宮内また、大正期の楽部組織に関しては、大正三年及び十年の官制改正と楽家

本稿は、大正十年の宮内省官制改正と、官制改正に伴い宮内省式部職楽部

楽の活動を中心に推し進められた改革内容を明らかにすることを目的として討し、大正十二年の組織改変と大正十一年から同十三年にかけて主に西洋音長に就任した武井守成(一八九○─一九四九)の下でなされた楽部改革を検

太子裕仁親王が摂政に就任したという出来事があった。太子裕仁親王が摂政に就任したという出来事があった。とな転換点と位置づけられる。具体的には、二月に宮中某重大事件の収拾には、大正十年はあらゆる変革を経験したという意味で大時代の宮内省において、大正十年はあらゆる変革を経験したという意味で大きな転換点と位置づけられる。具体的には、二月に宮中某重大事件の収拾にけい牧野伸顕が宮内大臣に就任し、三月には皇太子裕仁親王が半年間のヨーは、近世の朝廷の雰囲気を多分に引き継いでいた明治時太子裕仁親王が摂政に就任したという出来事があった。

していったのか検討する。
は、同年十二月に楽部長に就任した武井が楽部において如何なる変革を実行動にどのような影響を及ぼしたのかを明らかにする。その上で二節目以降で動にどのような影響を及ぼしたのかを明らかにする。その上で二節目以降で

一大正十年宮内省官制改正と楽部

一) 大正十年の宮内省官制改正

休職を含め百名を超えた人員が削減された。しかし、大正十年まで宮内省の内苑寮が廃止されたほか局課の統廃合がなされ、高等官は十余名、判任官は宮内省組織の規模は大正時代に至るまで拡大され続けたが、大正三年には

学習院、 局·臨時帝室編修局)、 職 規模は維持され、 ル文書写」所収の宮内書記官二荒芳徳の手記からも窺うことができる。 ては当時侍従を務めていた松平慶民がまとめた「大正十年東宮御渡欧ニ関ス 調査課・文書課)となっており、このほか皇族職員、 寮・諸陵寮・主殿寮・内匠寮・主馬寮・主猟寮・調度寮)、三課(総務課 の対応をめぐって様々な問題が浮上していたと考えられ、このことに関し この頃の宮内省では、組織が拡張しすぎたことやデモクラシーという時勢 ·皇后宮職·東宮職·李王職)、三局 帝室博物館、 大正九年の段階で宮内省の部局は、 御料牧場を管轄し、 十一寮 (宗秩寮 (帝室会計審査局・帝室林野管理 ・内蔵寮・ 定員は五千九百五十二名であった。 図書寮・侍医寮・大膳 御歌所、学習院、 五職 (侍従職・ 式部

この文書は、若手宮内官の松平、二荒及び西園寺八郎の三人を中心とした皇太子外遊実現運動の記録であるが、二荒の手記によれば、宮内省内部が行皇太子外遊実現運動の記録であるが、二荒の手記によれば、宮内省内部が行き詰るに至った要因として、事務系統が不秩序であり、職員の採用方法が不数を華族が占め、そのほか元外交官や元軍人がかなりの比重を占めていた。二荒はそうしたことが、皇太子・皇太子妃及び皇族の教育が不徹底となり、また皇族に対する宮内省の態度が不条理となった原因であるとしている。さらに、一般人民に対する宮内省の態度が不条理となった原因であるとしている。さまた皇族に対する宮内省の態度が不条理となった原因であるとしている。さがる。このように、大正九年頃の宮内省では、皇太子外遊時期や摂政についいる。このように、大正九年頃の宮内省では、皇太子外遊時期や摂政についいる。このように、大正九年頃の宮内省では、皇太子外遊時期や摂政について議論される一方で、宮内省組織の見直しに関しても検討され始めていたことが確認できる。

大正十年の宮内省官制改正は、経費の節約と事務の簡捷を図ることを趣旨

改正をもはや断行するほかない状況となっていたのである。ていたということが挙げられる。こうした時勢の進運の下、宮内省では官制大正十一年度の皇室費を大幅に削減しなければならない程経済状況が悪化し株式市場における株価の大暴落に始まる恐慌により皇室経済も打撃を受け、として行われた。この時期に改革がなされた理由としては、大正九年の東京

あるけれども、 の目的が完全に達成されていないことが明らかにされている。 其後ニ於テモ時ニ随ヒ、 が行われることはなかったようである。 廃止された。部局の統廃合に伴い各部局の所管事務の整理及び効率化が図ら 内相庄次竹二郎の三大臣で決定の上、十月六日に裁可され翌七日に公布され レタル所ナリ」とあり、 に出された「宮内省の事務刷新に関する牧野の訓示」によると、「大正十年(ヨ) 大正十年十月七日『東京朝日新聞』の談話記事のなかで「是に止まらず将来 れたほか、勅任官十余名を含むおよそ二百五十名もの人員削減がなされた。 た。これにより主殿寮・調度寮・主猟寮の三寮及び総務課・調査課の二課が⑵ 人員削減につい ノ官制改正ハ一部ノ整理ニ止マリ、完全ニ目的ヲ達シタルモノ非サルヲ以テ、 層冗員を節約し、 官制改正による人員削減と組織の合理化に関して、宮内次官関屋貞三郎は 宮内省官制改正は十月四日の閣議で報告され、 大正十年の官制において約二百五十名の人員削減を行ったが、 その後大正十二年の秋まで、 今回の官制では先ず約百五十人を罷免する予定である」と語 て官制改正以前、 財政の緊縮を期する方針」である旨を付言している。し 刷新ヲ続行セサルヘカラサルハ、当初ヨリ予期セラ 大正十年の官制改正が一部しか行われておらず、そ 原に対して「本来は五百人更迭する必要が 今回の官制改正におけるような人員整理 大正十二年九月一日の関東大震災後 宮相牧野伸顕、 実際、牧野は 首相原敬、 最終的に

三百余名もの人員削減がなされたのである。百六十八名にまで削減された。つまり当初原に対して語っていた以上の、千牧野が宮内大臣であった時代に宮内省の定員は、六千百七十九名から四千八

ŋ, るよう努力している姿勢をアピールした。 られている。しかし、一方で宮内省側でも省内会議室に新聞通信記者を招 が国民に接近するためにも宮中事務を根本的に刷新する必要がある旨が報じ 宮中の無用煩瑣な事務上の手続きが皇室と国民との障壁になっており、 占めていた。そして、 いった皇太子の振舞いが国内でもされるべきである旨を報じるものが多数を 外遊中に諸外国でみせた平民的態度を外交的成果と結びつけて賞賛し、そう 状況があったことも指摘しておきたい。当時のメディアの論調は、皇太子が て宮内省高官との意見交換の場を設け、宮内省が国民の希望になるべく添え の『読売新聞』には、「宮中事務の改善(牧野宮相に望む)」との見出しの下、 真っ先に矛先が向けられたのが宮内省である。例えば、大正十年六月十九日 の変化、とくに皇太子のヨーロッパ外遊の様子が盛んに報じられることによ また、大正十年に宮内省官制改正が行われた背景には、 国民の皇室に対する観念も変わりつつあり、それを無視出来ないという それを実現するに当たり妨げとなっているものとして 国内の急激な思想

務手続を簡素化して効率的に処理できるようにするためである。牧野はこれ済も打撃を受け、経費節約を図らなければならないため。第二に、宮中の事とする所以として次の二点を挙げている。第一に、経済的不況のなか帝室経して国民に明らかにされている。この訓示のなかで牧野は、官制改正を必要で国民に明らかにされている。この訓示のなかで牧野は、官制改正を必要を引入の省官制改正が公布された当日、牧野は宮内省会議室に高等官を召集し

すべきだとした。 期して、往々繁縟に流れ適宜を欠くの弊に陥り易く、之が為めに時として意 皇室に直接影響が及ぶ恐れがあるとした上で、宮内省職員は時局に鑑みて世 中のこと固より急激な更改を敢えてすべからず」としながらも、 省職員が「尤も深く心に銘すべき」ことであると語っている。牧野は、「宮 外の失態を演ずるなきを保せず」ことを反省点として述べ、このことは宮内 しますこと是なり、 論の変遷に留意した対応をする必要がある旨を述べている。さらに注目すべ て、宮内省職員の挙措が如何なる地位や事務に関わらず一般大衆に注視され て宮政が滞ることを断じて良しとはしなかった。また牧野はこの訓示におい までの宮中事務が、 宮内省職員はそのことをよく弁え、一般国民の期待に背くことなく行動 牧野は、 牧野が皇室と国民が密接な関係にあることを敢えて強調したことにあ 皇室と国民との関係を「皇室は国民全体の奉事する皇室におは (中略)、我が君民関係の密接なる寸毫の間隙なし」とし 皇室に関係しているために「其の処理鄭重ならむことを 積習に染み

形で国民に明示しておく必要があったといえる。 大子帰朝後に皇室と国民とが密接な関係にあると明言し、その上で宮内省の姿勢を具体的ない。皇室と宮内省に対する国民の期待が一気に高まっていたことが背景にあったと考えられる。つまり、国民の期待が一気に高まっていたことが背景にあったと考えられる。つまり、国民の期待が一気に高まっていたことが背景にあったとが望室と国民とが密接な関係にあると確言したのは、メディアが「皇

換点と位置づけられ、それを境に宮内省は組織を合理化させ規模を縮小させ大正十年十月に行われた宮内省官制改正は、大正時代の宮内省における転

り印象付けたことは否定できない。

連続した時期に行われたことにより、宮内省組織が刷新されていく様子をよるという意味も有していたといえるであろう。また、官制改正が摂政就任とことから考えれば、今回の官制改正は新体制を布き皇太子の摂政就任に備えていった。官制改正が行われた翌月には皇太子が摂政に就任しており、その

した新たな活動の展開と、楽部の組織改革が求められることとなるのである。がなされたほか、楽部長に就任した武井守成の下、楽部は宮中の動向に対応に大きな影響を与えた。宮内省官制改正により人員削減や職掌内容の見直しこうした宮内省官制改正及び宮内省の動きは、宮内省の一部局である楽部

)楽部の人員削減と職掌の変化

を絞って論じる。 前項では宮内省全体に関わる事項について述べたが、本項では楽部に焦点

皇の時代から長年奉職してきた楽師の多くが退官し、楽部内の世代交代が急察案も浮上する事態となっていたが、結局九月一日の時点で存続が決定され、楽部展には専任を置かず行政官が兼任する方向で調整が進められた。しかし、楽師東儀俊義が依願免本官となった。そして十二月十日には楽長である芝祐楽師東儀俊義が依願免本官となった。そして十二月十日には楽長である芝祐度と上真行が揃って退官となり、楽師の多久随と辻則承も依願免本官となった。そのほとんどが六十代から七十代の楽師たちであり、この年だけで八名もの楽師が退官となっている。このように、今回の人員整理によって明治天もの楽師が退官となっている。このように、今回の人員整理によって明治天もの楽師が退官となっている。このように、今回の人員整理によって明治天もの楽師が退官となっている。このように、今回の人員整理によって明治天もの楽師が退官となっている。このように、学部内の世代交代が急

する時代へと移っていった。 速に進んだ結果、東京に遷都してから二代目の楽師たちが中心となって活躍

のか論じていきたい。

また、これまで楽部の職掌とされた「雅楽・吹奏楽・管弦楽」の奏楽に変更が加えられたのもこの時期だとみられる。大正十年は、皇太子裕仁親王の更が加えられたのもこの時期だとみられる。大正十年は、皇太子裕仁親王ののか論じていきたい。

なされた大正十年十月十四日を境に管弦楽へと変更されている。 大り帰朝し、天皇・皇后が滞在する日光田母沢御用邸を訪れた際の御会食がまで三年間に亘り行った。当初は吹奏楽での参勤であったが、皇太子が外遊まで三年間に亘り行った。当初は吹奏楽での参勤であったが、皇太子が外遊より帰朝し、天皇・皇后が滞在する日光田母沢御用邸を訪れた際の御会食がより帰朝し、天皇・皇后が滞在する日光田母沢御用邸を訪れた際の御会食がより帰朝し、天皇・皇后が滞在する日光田母沢御用邸を訪れた際の御会食がまで、東部の職掌面での変更が確認される事例として、内廷奏楽を取り上まず、楽部の職掌面での変更が確認される事例として、内廷奏楽を取り上まず、楽部の職掌面での変更が確認される事例として、内廷奏楽を取り上まず、楽部の職掌面での変更が確認される事例として、内廷奏楽を取り上まず、楽部の職業の

隊のみで奏楽を受け持つことになったと思われる。 ともに交番で吹奏楽の演奏を担当していた観桜会及び観菊会と同様に、軍楽大正十年の観菊会以降取り止めとなった。また、天長節に関しても大正十一大正十年の観菊会以降取り止めとなった。また、天長節に関しても大正十一年以降、演奏記録がみられなくなる。これも観桜会及び観菊会への参勤自体も、ともに交番で吹奏楽の演奏を担当していた観桜会及び観菊会への参勤自体も、ともに交番で吹奏楽の演奏を担当していた観桜会及び観菊会への参勤自体も、といる。 第のみで奏楽を受け持つことになったと思われる。

九月一日に楽部の存置が決定され、その後同年十一月の観菊会開催以前の期こうしたことから、大正十年の官制改正の内容面での検討がなされるなか

とを指摘しておきたい。 果生じたものであったといえる。また、 側の要請と、吹奏楽を外し職務の負担軽減を図る楽部側の要望が一致した結 職掌の変更は、 が取り止めとなっていたこと、さらに大正六年の段階で楽長芝葛鎮が将来的 楽と管弦楽のみを演奏するようになることは、すでに大正三年に雅楽練習所 間に楽部の職掌に関する見直しがなされた結果、 いう改正に踏み切れた背景には、 の官制改正を機に実行に移したと考えられる。つまり、 に吹奏楽の演奏を行わなくなる可能性を語っていたことから、大正十年十月 が設置され、「雅楽練習所細則」 がるものであるが、それは楽部からの要請でもあったと思われる。 を示すものである。 から吹奏楽の奏楽を外すことが官制改正の一環でなされた可能性が高いこと った時期と、宮内省官制改正が行われた時期との連動は、 されたと推察される。このような吹奏楽による奏楽参勤自体が取り止めとな 官制改正の目的の一つである簡素化・効率化を求める宮内省 吹奏楽を楽部の職掌から外すことは職務の効率化へと繋 が定められた時点で楽生への吹奏楽の伝習 陸軍・海軍・近衛軍楽隊の存在があったこ 今回吹奏楽を楽部の職掌から外すと 吹奏楽の奏楽が職掌から外 今回なされた楽部の まさに楽部の公務 楽部

三) 武井守成の楽部長就任

皇太子裕仁親王のヨーロッパ外遊を取り上げる。次に、官制改正により武井守成が楽部長に就任するに至った背景として、

分を広めることを目的としたものであった。大正天皇はこの頃静養中であり、遊は、皇太子教育の総仕上げとして、海外の状勢や文化に対する皇太子の見大正十年三月三日から九月三日まで半年間行われた皇太子のヨーロッパ外

(

れたのである。 皇太子への期待は日に日に高まっていた。そのような状況のなか外遊は行わ

皇太子がこの外遊において歴訪した国々と経路は、イギリス→フランス→皇太子がこの外遊において歴訪した国々と経路は、イギリス→フランス→中皇太子がこの外遊において歴訪した国々と経路は、イギリス→フランス→皇太子がこの外遊において歴訪した。この外が上にはパリ・オペラを聴く機会を得ている。四月二十四日にはマルタ島には皇太子が劇場に足を運んだ最初であった。さらに、フランス滞在中の六月に上にはパリ・オペラ座でマスネ《タイス》を聴き、皇太子が入場の際には管弦楽団による《君が代》の奏楽があった。さらに、フランス滞在中の六月三日にはパリ・オペラ座でマスネ《タイス》を聴き、皇太子が入場の際には管弦楽団による《君が代》の奏楽があった。また六月八日にも同オペラ座ででエルディ《アイーダ》を鑑賞した。このように、外遊中に多くの午餐会・時餐会及び演奏会に招待されたことで、皇太子がその場で流れる音楽を視覚的・聴覚的に印象付けられた可能性は高いといえる。

は次のように報じている。遊より帰朝してから約四ケ月を経た大正十年十二月二十九日に『読売新聞』遊より帰朝してから約四ケ月を経た大正十年十二月二十九日に『読売新聞』こうした皇太子の海外巡遊中の音楽経験を踏まえ、皇太子がヨーロッパ外

(下略) (下略) (下略)

ヨーロッパ外遊から帰朝した皇太子が、楽部の奏楽に関して何らかの意向を示したという史料は得ていないが、この記事からは、皇太子が渡欧中に音楽に対する理解を深め、帰朝後宮中において音楽への関心が高まり、楽部も注目されるようになったという流れが確認される。また、楽部改善の声が上げった背景としては、皇太子がヨーロッパ外遊を行ったことにより、翌大正門が控えていたことから、外交儀礼における楽部の奏楽に対して西洋諸国と同じだけの水準が求められるようになったということが考えられる。そうした武井が、官制改正の第二次改革と位置付けられる大正十年十二月二十七日た武井が、官制改正の第二次改革と位置付けられる大正十年十二月二十七日た武井が、官制改正の第二次改革と位置付けられる大正十年十二月二十七日た武井が、官制改正の第二次改革と位置付けられる大正十年十二月二十七日の人事異動の際に楽部長に抜擢された背景も理解できる。

メディアを通して発信された楽部の改革案

いて整理する。 節では、武井が楽部長就任後にメディアを通して公表した楽部の改革案につ第二節以降では、武井守成の楽部改革を事例ごとに検証していく。まず本

門家が楽部長を務めた例はなく、今回の武井の就任は非常に稀な事例といえ

る

楽と云ふことに就ては大いに意見を持っているが、私は何よりも先に雅楽部 対応を緩和したという動きがあったことを指摘しておきたい。 が、このような記事が出された背景には、 長自らが楽部に関してメディアを通して発言したという事例は確認されない をもっと一般民衆にも接触せしめたい希望を持っている。それは音楽普及の 方を大きく転換させる方針を示した意味で注目される。また、これまで楽部 れた部局ではない。 礼空間における奏楽を主とし、音楽を一般に普及させるという目的で設置さ 奏を公開し、音楽普及に努めていく考えを述べている。元来楽部は宮中の儀 からである」というように、楽師の演奏技術を向上させるためにも楽部の演 つの手段でもあり、 楽部長就任直後の十二月二十九日、 したがって今回の武井の発言は、今後の楽部組織の在り 楽人等の技術を磨く上にも最もよい方法であると思ふ 武井は 大正十年に宮内省がメディアへの 『読売新聞』を通して 「宮中音

来に関する具体的な改革方針を次のように述べている。守成新雅楽部長としての抱負と希望とを語る」という見出しの下、楽部の将さらに武井は、翌大正十一年一月八日の『読売新聞』で、「男爵嗣子武井

部はその単独に於て、好い意味の純然たる独立した管弦楽団となりたい在来よりも一層新しい楽譜を研究する必要がある。斯くして宮中の雅楽程である。これから益々諸外国の賓客とも接触せなければならないから、の雅楽部は決して遜色あるものではないが、完成の域に迄はまだ遠い道の雅楽部を和洋両方面に向って完全なものにする事に努めたい。現在就任来日未だ浅くして、具体的な計画も述べられないが、要するに、現就任来日未だ浅くして、具体的な計画も述べられないが、要するに、現

関係があるので、この和楽方面も昔をよく守ると共に、 成し、それがよい調和を持つことである。民衆との接触に対しても、 私は決してさうは思っていない。 研究に待たう。 非常によく、 と思ふ。その意味から、 の完成を待って後ち及ぼしても遅くはあるまいと思ふ。目下の状態と いて行きたいと思ふ。音楽に対する私の希望は、各人が本来の自己を完 きたい、海外にも留学するやうにありたい、目下に於ては各人の素質も しはその方面は案外易く解決し得ると思ふ。 全体としても総って居るから、これが完成は吾人の一 斯く云へば、本来の雅楽に対して冷淡のやうであるが、 第一指揮者に指揮者それ自身の教育を授けて行 由来宮内省では、楽人は和洋両方面に 新たな道をも拓 層 そ

とは、 次々に実現されていくこととなる。 奏を宮中に留まらず一般民衆に公開していくことを指すものである。このこ 年十二月二十九日の記事と同様に、楽部と民衆との接触について述べられて 明した。さらに、 とするために指揮者の養成を挙げて、 あったといえる。今回メディアを通して武井が語った抱負と希望は、 いるが、これは外部の演奏会場を使用して楽部の演奏会を開催し、 模索していくとしている。この記事の最後には、 に向けてレパートリーを増やす必要性を示し、また楽部を独立した管弦楽団 かる。西洋音楽に関しては、 て真のプロフェッショナル集団とすることを第一の課題としていたことが分 右記事からは、 皇室と国民との接近を実現しようとする宮中の動きに対応するもので 武井は雅楽に関しても言及し、 武井が楽部の演奏水準を上げ、 今後活発化すると見込まれる宮中外交での奏楽 次節からは武井の楽部改革の内容を確認 楽師の海外留学を考えていることを表 先記の『読売新聞』大正十 伝統を守りつつ新たな道を 雅楽と西洋音楽両方におい 楽部

三 音楽演習の廃止と南葵楽堂における演奏会開催

の活動拠点である雅楽練習所(麴町区富士見町)で開催した。楽の演奏会を南葵楽堂(麻布区飯倉町)、二十七日に雅楽の公演を楽師たち楽部長に就任した武井は、大正十一年五月二十二日と二十三日に欧州管弦

管弦楽のプログラムによる公演が一日あるいは二日間行われていた。 (33) 楽等)と吹奏楽が演奏され、明治三十五年から吹奏楽が演奏されなくなり、雅楽と楽も奏されていたが、明治三十五年から明二十七年には保育唱歌が組み楽・大の大の大の大の大変をでは、当初雅楽(管絃・舞楽も奏されていたが、明治三十五年から同二十七年には保育唱歌が組み楽・大の大の大の大変楽が演奏されなくなり、雅楽と楽・大の大の大の大の大学を表されていたが、明治三十五年から吹奏楽が演奏されなくなり、雅楽と楽・大の大の大学を表されていたが、明治三十五年から吹奏楽が演奏されなくなり、雅楽と楽・大の大の大学を表示していた。 (33) 楽部では明治十二年より雅楽稽古所(のち雅楽練習所)で楽舞演習(のち楽部では明治十二年より雅楽稽古所(のち雅楽練習所)で楽舞演習(のち楽部では明治十二年より雅楽稽古所(のち雅楽練習所)で楽舞演習(のち楽のプログラムによる公演が一日あるいは二日間行われていた。

このように、毎年定期公演として明治十二年より四十年以上続けられてきた音楽演習であったが、武井は大正十一年からその行事そのものを廃止した所で開催された音楽演習では、各日第一部で管絃と舞楽、第二部で欧州管弦が演奏されていたが、武井は大正十一年からその行事そのものを廃止した楽が演奏されていたが、今回からは雅楽の公演を一回に減らし、西洋音楽のみ独立した形で南葵楽堂において二回公演を行うというものに変更されたのか独立した形で南葵楽堂において二回公演を行うというものに変更されたのかな独立した形で南葵楽堂において二回公演を行うというものに変更されたのかなが、一方に、一方に対している。

管絃合奏《ヘロド序曲》、(二) フオルクマン セロ独奏 (絃楽合奏付) 《小 三・芝祐孟・窪兼雅・東儀季教・多基永・芝祐泰・多忠直・薗広茂・安倍季 東儀民四郎・多忠告・芝忠重・山井基清・奥好察・多忠朝・芝葛絃・豊昇 多忠龍・安倍季功・薗広虎・薗十一郎・多忠行・多久毎・豊時義・多忠保 欧文百枚・和文八百枚分の代金が記されており、その規模が確認される。 十二名のメンバーで行われた。二日間に演奏された曲目は、(一) ハドレイ 巌・東儀兼泰・東儀俊輔・多重雄・薗進・東儀文盛・多忠紀・多馨、合計三 於南葵楽堂)、管弦楽のプログラム欧文・和文各千百枚、雅楽のプログラム には、案内状千六百枚(五月二十七日於雅楽練習所と五月二十二・二十三日 の関係者に対して演奏会の案内状を発送した。今回の演奏会に関わる請求書 を行っている。そして翌日には皇族、 り大正十一年五月五日に式部長官より徳川頼倫に宛てて南葵楽堂の借用依頼 文庫に隣接して建設された演奏会場であり、楽部はこの演奏会を開くにあた 南葵楽堂での奏楽は、楽部の外国人音楽教師ドボラヴィッチの指揮の下、 南葵楽堂は、 大正六年に徳川頼倫 (一八七二—一九二五) 宮内省、各国大使館、 管絃合奏《モスコウスキ集》、(四 軍楽隊、各学校 が所有する南葵

に於て」「ザルター人の行列」であった。 に於て」「ザルター人の行列」であった。 に於て」「ザルター人の行列」であった。 に於て」「ザルター人の行列」であった。 に於て」「ザルター人の行列」であった。 に於て」「ザルター人の行列」であった。

の欧州管絃楽演奏会を南葵楽堂に開けるは注意に値す」との評価を得た一方この南葵楽堂における演奏会については、「二十二・三の両日宮内省楽部

開から更に徹底せよ」という題の下、次のように報じられている。で、大正十一年五月二十五日の『読売新聞』では「宮内省楽部の演奏》半公

行かねは、折角の意思も徹底すまい。 も好からう。半公開から全公開へ、特権階級から一般民衆へ、其処まで ある。一例を挙ぐれは、陸海軍軍楽隊の如く日比谷の奏楽堂を利用する 演奏会が更に一般民衆に向って公開されんとを望む。 部に申込めば詮考の上招待状を送ると。 るゝの盛況。もとより誰でも彼でも入れるわけに行かぬが、希望者は楽 は音楽専門家並に各音楽団体関係者で、 洋楽演奏会を開いた折、 会の半公開を実現した。その意味で去る二十二、三日の両夜、 宮内省楽部は楽部長武井守成の就任と共に、兼ねての希望なる楽部演奏 両夜を通じ聴衆八百名を得た。招待された連中 (中略)、これを動機に同楽部の 殊に第一 夜の如き聴衆堂に溢 方法はいくらでも 南葵堂に

変化はみられない。

家化はみられない。

家化はみられない。

家化はみられない。

家化はみられない。

家化はみられない。

家化はみられない。

家化はみられない。

家の世籍関係者、宮内省関係者、各学校関係者など所を送る」とされていたにも拘らず、聴衆はほぼ招待客で占められていた。

家の世界の上別であったように、今回も「希望者は楽部に申込めば詮考の上招をがほとんどであったように、今回も「希望者は楽部に申込めば詮考の上招をがほとんどであったように、今回も「希望者は楽部に申込めば詮考の上招

武井は大正十一年六月一日の『読売新聞』で次のように語っている。其処まで行かねは、折角の意思も徹底すまい」との批判的内容の記事に対し、今回、新聞に掲載された「半公開から全公開へ、特権階級から一般民衆へ、

新聞記者諸君にも招待状を発し、其他省内の高等官、楽師に伝手のある入場者の範囲をなるべく広くしたいと思ひ、今回は各学校、団体代表者、

招待範囲を広げたとはいえ、座席数に限りがあるという理由から、一般の お望者には対応できなかった様子が窺える。当日は「欧州楽は二日間で千二 でいえば前年に開かれた音楽演習の来場者、約千六百名よりはるかに上回っ でいえば前年に開かれた音楽演習の来場者、約千六百名よりはるかに上回っ でいえば前年に開かれた音楽演習の来場者、約千六百名よりはるかに上回っ がら一般民衆へ」との批評を受けたように「時代の要求」する形ではなかっ たことが確認される。

って、 下るが昭和六年に日比谷公会堂において雅楽公演が、さらに同十一年に日比 武井の楽部長在任中に楽部の定期公演が再開されることはなかった。 日に日比谷公園音楽堂において「御成婚奉祝大演奏会」 れていたが、同年十一月四日と五日 谷公会堂で管弦楽の演奏会が開かれるなど、 (雅楽・於雅楽練習所) にも行われた。 大正十一年より始められた同様の試みは、 大正十年まで四十年近く行われていた音楽演習のような恒例の演奏会 (管弦楽・於南葵楽堂)、 しかしそれ以降、 単発での演奏会はなされたが、 当初年一回の春公演のみ予定さ が開催され、 大正十三年六月八 同月二十四日

に開催されなくなり事実上廃止となったのである。は、大正十一年の南葵楽堂での演奏会に一旦は引き継がれたが、それを最後

者問題も少なからず影響していたであろう。 無料で聴衆を招待するという姿勢を貫いていた。つまりそれは、宮内省から財源が確保できなければ演奏会が開けないということを意味している。当時財源が確保できなければ演奏会が開けないということを意味している。当時財源が確保できなければ演奏会が開けないということを意味している。当時財源が確保できなければ演奏会が開けないということを意味している。当時財源が確保できなければ演奏会が開けないということを意味している。当時財源が確保できなければ演奏会が開けないということを

四 大正十二年の雅楽練習所廃止

改革により雅楽練習所が廃止された事例について分析を加えていく。 武井は大正十二年に新たな組織改革に取り組むこととなる。本節ではこの

改正はそれらを解決すること及び組織の合理化を目的としてなされたと考え されている。楽部では予てから楽師の離職が問題となっており、 には、楽生規則及び楽生教養細則の再調査が行われ、協定の上武井に差し出 同豊時義、 楽長多忠龍、 大正十二年三月七日、 同奥好義、 楽師安倍季功、 属吉武清により会議が開かれた。 楽部では雅楽練習所細則の改正に向けて楽部長武井、 同東儀俊龍、 同薗十一郎、 さらに四月二十六日 同多忠行、 当初今回の 同多久毎

よれば、楽部の離職者問題が起こった原因は「これまで一に『我が皇室のた問題の現状について公表している。大正十二年五月九日付の『読売新聞』に組織改革が実行される約半月前に、武井はメディアを通して楽部の離職者

思ふ」と語っている。 武井は楽部の雅楽・洋楽両楽を演奏しなければならない制度自体に対する否 の楽部が危機に瀕しているといふことも否定しない」と語っている。さらに、 る。そのことに関して武井は同記事のなかで「いろいろの非難や、また宮中 についても言及している。そして最後に、「近く何等かの具体案が出来ると を限り入れるやうな窮屈な規定があるから」ということを挙げ、 員が多い要因の一つとして離職者問題ばかりでなく「七年に一度練習生六名 めだから、楽部としてはどうにも仕方がない」としている。 ぬが、之は矢張り時の力で、経済的にも精神的にも、個性を他に発揮するた 定的な意見を述べた上で、 ために、或は新天地を拓きたいと大内山から逃れるためである」とされてい めに』と計り心棒した楽師の多くが、 離職については、 新時代の空気を吸ひ、 「楽家が減ったのは遺憾に堪へ また、楽部の欠 物質的にも困る 組織の制度

認められていなかった修業年限の短縮、 部職楽部ニ於テ楽生ヲ養成ス」と定められた。また第三条により、それまで 生規則が施行され、 の職は廃止となり、 れから九年を経て、今度は組織構造そのものの見直しがなされ、雅楽練習所 が廃止され、式部職楽部に直接楽生を置くこととなった。 められた。そして、 自体が廃止されたのである。これにより、 正三年に明治十一年から続いていた雅楽稽古所を廃して新たに設置された 「式部職楽部職員楽事ヲ攷究シ兼テ楽生ヲ教養スル所」であった。 こうしたなか、楽部では五月二十五日に宮内省令第四号を以て雅楽練習所 雅楽練習所職制が廃止された同日、 第一条に 四十五年間続いていた楽生養成のシステムが根本的に改 「楽師タルニ必要ナル学科ヲ習得セシムル為式 つまり飛び級の制度が新たに設けら 雅楽練習所所長 訓令第五号を以て楽 雅楽練習所は、 (楽部長と兼任) しかしそ 大

オナ

そのことは次の書翰から確認することができる。と考えられるが、その実態としては具体的に機能していなかったようである。これらは宮内省組織の合理化と楽部の離職者問題に対応した方策であった

斯くして日一日と経過して行くのが楽部の現状であります、 「別なの現象は、全く楽部員全部の結束が不徹低であるからと信じます、 内では「ブラ々々」であります、何事に依らず「基礎」と云ふ事に冷淡 を過して行く事は、好ましきものでもありませんし、一日でも楽部員の 関脳を繁雑せしむる事は余り好き現象ではないと考へられます、之れ等 現での現象は、全く楽部員全部の結束が不徹低であるからと信じます、 がくして日一日と経過して行くのが楽部の現状であります、 「図」と云ふ事に冷淡

この書翰を記した安倍季功は次期楽長の地位にあり、雅楽練習所廃止の官 が廃止され楽部に楽生を置くことになったものの、「未だ内容は「ブ と語っていた内容に対応するものだと思われるが、この書翰によれば、雅楽 と語っていた内容に対応するものだと思われるが、この書翰によれば、雅楽 と語っていなかったことが分かる。今回の改正は、先記の五 は、であります」と記されているように、実際には具体的な内容がほと が、この書翰を記した安倍季功は次期楽長の地位にあり、雅楽練習所廃止の官

止が行われたのである。安倍の書翰からは、武井が新聞紙面で述べていた楽の春公演は開かれないままであった。そういった時期に今回の雅楽練習所廃して語り、実際に南葵楽堂で大正十一年の春と秋に公演が開かれるも、翌年武井は楽部の演奏を一般に公開していく旨を楽部長就任後にメディアを通

どについては、なんら具体的な改正案が決定されないまま雅楽練習所廃止に部が直面する離職者の問題、七年に一度しか入学を認めない規則の見直しな

踏み切ったことが窺える。

武井は楽部長就任直後から積極的にメディアを活用して楽部の現状と自らなった。

五 大正十一年から同十三年の楽部の留学生派遣

一)大正十年以前の留学をめぐる動き

例としても注目される。

東要な論点である。また、この留学生派遣は、楽部における最初で最後の事のため楽師の留学生派遣を行う」に対応するものであり、武井の楽部改革ののため楽師の留学生派遣を行う」に対応するものであり、武井の楽部改革のが楽部長に就任して間もなく楽部の改革案の一つとして示した「指揮者養成が楽部長に就任して間もなく楽部の改革案の一つとして示した「指揮者養成が上である。

を誇っていた。しかし、国内で個々の楽器に応じた指導を受けられない場合、当時、楽部は西洋音楽の分野においても国内でトップクラスの演奏レベル

年の段階でなされているのが確認される。肢であった。そうしたなか、楽師側から留学を志願する動きは、明治三十五より専門的教育を望む楽師たちにとっては海外への留学が唯一残された選択

学派遣の話は具体化するまで至らなかったとされる。学派遣の話は具体化するまで至らなかったとされる。 学派遣の話は具体化するまで至らなかったとされる。 学派遣の話は具体化するまで至らなかったとされる。 学派遣の話は具体化するまで至らなかったとされる。 学派遣の話は具体化するまで至らなかったとされる。 学派遣の話は具体化するまで至らなかったとされる。

大正十一年の楽部からの留学は、楽師芝忠重と同山井基清(一八八五―一大正十一年の楽部からの留学は、楽師としても、はづかしくないだけの、一人前の西洋楽ができなければ、楽師としてみつともない話だし、だいの、一人前の西洋楽ができなければ、楽師としてみつともない話だし、だいから、楽師として食べさせていただいている以上、相済まない話だし、だって、楽師として食べさせていただいている以上、相済まない話だし、だいの、一人前の西洋楽ができなければ、楽師としてみつともない話だし、だいち、楽師として食べさせていたが、この留学を元々計画していたのは芝の実兄多出から、大正十年に宮内省改革派の一人である式部官西園寺八郎に対している。

減なクラリネットを吹いていたのでは申訳がないと思ひます。人もありません。われわれは西洋楽を以ても奉仕している以上、いい加ットの音はかういふ音だゾと、われわれに知らせてくれたひとはまだ一クラリネットを吹く外国人はまだ一人も日本に来ていません。クラリネどうしてもクラリネットの音を聴いてきたいと思ふのです。ほうたうに

多忠龍は西園寺に対し半分は自費でも構わない旨を併せて伝え、一度は楽多忠龍は西園寺に対し半分は自費でも構わない旨を併せて伝え、一度は楽多忠龍は西園寺に対し半分は自費でも構わない旨を併せて伝え、一度は楽

|) 楽部の留学生派遣の目的

関スル意見書」と題する文書が残されている。 した。翌大正十一年一月八日にメディアを通して楽部から留学生派遣をする可能性が武井により示されたことは、第二節で述べた通りである。そして、可能性が武井により示されたことは、第二節で述べた通りである。そして、可能性が武井により示されたことは、第二節で述べた通りである。そして、

はできないが、楽長に指揮者としての技術が充分にあれば楽師の演奏技術が りである。管弦楽団が良い演奏を行うには、 して任命してきたが、 奏技術は一定の水準を得ているが、 ことである。式部職楽部においては、 多少なくとも良い演奏ができるということは、すでに一般的に知られている ことが一層重要である。 が優秀であることは勿論であるが、それを統率する楽長の能力が優れている にすぎず、練習時に外国人教師の指揮の下で良い演奏が出来たとしても、 た。これまで楽長は年功序列により欧州楽の知識を比較的有する者を選択 この意見書の差出人と宛先及び年月日は確認されないが、 楽師を統率する力量に乏しく、 指揮者の素養が楽長になければ楽団をまとめること 楽長養成に関しては全く行われてこなか 楽師養成の方法が確立されて個々の演 奏楽に従事する楽師各々の技術 単に外国人教師の傀儡 内容は以下の通

挙げることが出来ていないというものである。長に指揮を委ねると楽師個人の能力を引き出すことができず、充分な成果を

げられている。①の方法を取った場合には、 長養成のために短期留学をさせた方が、 得」は果たされている。そこで、楽部の将来を考えれば、 ヴィッチの多年の努力により楽師の演奏技術及び音楽に関する基礎知識は充 を離れて二十年以上経過し、指揮者として雇用するには力不足である。 揮者として外国人を置く。②優秀な楽師を養成して楽長に任ずるの二点が挙 も上策であると述べられている。 分に進歩して、ドボラヴィッチ招聘当初の目的である「楽師の演奏技術の習 ている給与では到底雇うことは出来ない。一方、②の案においては、ドボラ を発展させていく方法として、①欧州楽に関して日本人の楽長を廃止して指 さらにこの意見書には、 和声、作曲などの指導が行われているが、ドボラヴィッチは欧州の楽壇 新たに優秀な指揮者を雇用するとなれば、現在ドボラヴィッチに支払っ 今後こうした欠点をなくし、 経済的見地、そして国家的見地から 現在ドボラヴィッチを雇い欧州 楽部のオーケストラ ②の方法を取り楽 しか

だということが付記されている。
具体的な実行方法としては、ドボラヴィッチとの契約を更新せず解除し、
三年間の総額二万二千五百円を以て秋から楽師一、二名を留学させて、ドボラヴィッチ解雇後の基盤を作りたいとしている。大正十七年以降は年額四千円支給とし、三年あるいは四年毎に一、二名の優秀な楽師を留学させたい旨が記されている。さらに、留学生派遣当初において二名の楽師を派遣するのは、短期滞在中に両者が協力して研究すればより効果的であると信じるからは、短期滞在中に両者が協力して研究すればより効果的であると信じるからだということが付記されている。

一) 留学生派遣決定と周囲の反応

大正十一年八月二十五日、式部長官井上勝之助より宮内大臣牧野伸顕に対 72 大正十一年八月二十六日付『読売新聞』に、「経費節約の宮内省英断で二氏大正十一年八月二十六日付『読売新聞』に、「経費節約の宮内省英断で二氏大正十一年八月二十六日付『読売新聞』に、「経費節約の宮内省英断で二氏を音楽研究に、芝・山井楽師を欧米派遣に関する辞令が下り、その翌日のされた。これにより、芝と山井の欧米派遣に関する辞令が下り、その翌日の大正十一年八月二十五日、式部長官井上勝之助より宮内大臣牧野伸顕に対 73 との見出しの下、次のような記事が出された。

重・楽師勲八等山井基清の両氏に対し、欧米へ出張、約一ケ年に亘って中雅楽の存置、改良に意を注いだ結果、二十五日楽師従七位勲六等芝忠和楽の公開をなし、世人の趣味の向上を計るため、それぞれ計画中であれ楽の公開をなし、世人の趣味の向上を計るため、それぞれ計画中であい。

野宮相として非常な英断であると雅楽部では感謝している。

野宮相として非常な英断であると雅楽部では感謝している。

野宮相として非常な英断であると雅楽部では感謝している。

野宮相として非常な英断であると雅楽部では感謝している。

野宮相として非常な英断であると雅楽部では感謝している。

野宮相として非常な英断であると雅楽部では感謝している。

定内省は大正十年十月の官制改正により、局課の統廃合及び二百五十人規 にとみられる左の書翰から検討していく。 こ年五月下旬から六月初旬頃に楽師安倍季功が留学生派遣を許可したことは、 まさに「非常な英断である」との評価を受けるに値する出来事であった。 それでは、今回の留学生派遣を楽師側は如何に捉えていたのかを、大正十 それでは、今回の留学生派遣を楽師側は如何に捉えていたのかを、大正十 それでは、今回の留学生派遣を楽師側は如何に捉えていたのかを、大正十 というにより、局課の統廃合及び二百五十人規

無之、大方御推察ある事と存じます。斯くして楽部の将来は貴下等両君の用の来たるのをお待ち申して居ります。楽部人員不足は勿論承知の上の用の来たるのをお待ち申して居ります。楽部人員不足は勿論承知の上の用の来たるのをお待ち申して居ります。楽部人員不足は勿論承知の上し斯様な方面への努力は結果が挙らず、暗から暗へと誘引するに過ぎず、上斯様な方面への努力は結果が挙らず、暗から暗へと誘引するに過ぎず、上斯様な方面への努力は結果が挙らず、暗から暗へと誘引するに過ぎず、上斯様な方面への努力は結果が挙らず、暗から暗へと誘引するに過ぎず、上斯様な方面への努力は結果が挙らず、暗から暗へと誘引するに過ぎず、というには、大方御推察ある事と存じます。此の辺の消息は必ず珎らしき事にも、大方御推察ある事と存じます。此の辺の消息は必ず珎らしき事にも、大方御推察ある事と存じます。此の辺の消息は必ず珎らしき事にある事となる事となりましたが常に両君の御現状は話題となって居御出発以来最早半歳となりましたが常に両君の御現状は話題となって居御出発以来最早半歳となりましたが常に両君の御現状は話題となって居

の問題であります。(下略)

⑥
の帰朝を待つのみ。或は自発的に確立されて貴下等を待のみ。単に時機

いたのである。

がたのである。

であり、また、楽部の将来を計る上でも重要な意味を有していと案じている。そうした状況の楽部において、芝と山井の欧米派遣は「花いと案じている。そうした状況の楽部において、芝と山井の欧米派遣は「花いとないである。

(四)芝・山井の帰国後の動向

た。(②) 大正十三年三月下旬頃、芝と山井が帰国した時には、楽部の建物は関東大

留学後、宮内省に提出されたであろう復命報告は現在も確認されていない留学後、宮内省に提出されたであろう復命報告は現在も確認されていない。ことができる。

示されていたが、その後ドボラヴィッチの雇用は継続され、大正十五年五月二十四日で契約満期となるドボラヴィッチとの契約が打ち切られる可能性が生派遣前に「欧州管絃楽楽長養成ニ関スル意見書」において大正十三年五月生派遣前に「欧州管絃楽楽長養成ニ関スルノ儀から楽師として出仕している。留学の智子女王賢所皇霊殿神殿ニ謁スルノ儀から楽師として出仕している。留学帰国後、芝は四月十一日の昭憲皇太后十年式年祭から、山井は四月十四日

(

は勲五等双光旭日章に叙されている。二十四日まで延長された。因みに、それに先立つ五月五日、ドボラヴィッチ

楽長養成を目的になされた楽部からの留学生派遣は、その後行われること 楽長養成を目的になされた楽部から同十一年に楽長を務めたように、留学生 が満結され、新たに外国人音楽教師を必要としない状況には至 生派遣はなされたが、それにより外国人音楽教師を必要としない状況には至 生派遣はなされたが、それにより外国人音楽教師を必要としない状況には至 生派遣はなされたが、それにより外国人音楽教師を必要としない状況には至 生派遣しなされたが、それにより外国人音楽教師を必要としない状況には至 という理由で、昭和二年四月十六日にガエタノ・コ はなかったのである。ただし、芝は昭和三年から同九年に洋楽の楽長を務め、 山井は芝の後任として昭和九年から同十一年に楽長を務めたように、留学生 を派遣し楽長を養成するという当初の目的は達成された。

おわりに

能性が高いことを述べた。ていることから、官制改正に伴い吹奏楽の奏楽が楽部の職掌から外された可ていることから、官制改正に伴い吹奏楽の奏楽が楽部の職掌から外された可正が行われた時期と楽部が吹奏楽による奏楽参勤を取り止めた時期が連動し本稿では、まず大正十年の宮内省官制改正について整理し、宮内省官制改本稿では、まず大正十年の宮内省官制改正について整理し、宮内省官制改

がる基盤が整備されたという意味でも注目される。このように西洋音楽を一次正十年以降「雅楽・管弦楽」に改められた。この改正は宮内省側と楽部側大正十年以降「雅楽・管弦楽」に改められた。この改正は宮内省側と楽部側大正十年から続いていた「雅楽・吹奏楽・管弦楽」という楽部の職掌は、明治二十年から続いていた「雅楽・吹奏楽・管弦楽」という楽部の職掌は、

種類に絞ったことで楽師の負担は大幅に軽減され、管弦楽の技術向上に集中

できる環境が整えられた

また、皇太子のヨーロッパ外遊を機に、宮中において楽部の西洋音楽の演奏に関心が向けられた事例を確認し、そのような背景から楽部長に武井守成が式部次長になったことも影響していると考えられる。つまり、武井の楽部長就任は楽部を刷新するという期待が多分に込められたものであったといえるだろう。楽部長の職に武井という音楽の専門家が置かれたことにより、宮内省高等官である楽部長が積極的に楽部の運営に関わるという新たな状況が内省高等官である楽部長が積極的に楽部の運営に関わるという新たな状況が内省高等官である楽部長が積極的に楽部の運営に関わるという新たな状況が内省高等官である楽部長が積極的に楽部の運営に関わるという新たな状況が内省高等官である楽部長が積極的に楽部の運営に関わるという新たな状況が上の出されることとなった。大正十年以降の楽部では、楽部長主導の下で、

これは前年まで雅楽練習所において明治十二年から四十年以上続けられてき 開するとして、 のことは、楽部長の下で楽部が刷新されていく様子をより国民に印象付けた 応を軟化させ、 であろう。大正十年十月の宮内省官制改正により、宮内省はメディアへの対 の後も武井はメディアにおいて楽部に関する事項をたびたび公表したが、こ 長に就任して間もない時期に、メディアを通して楽部の改革案を示した。 革、留学生派遣の三点を中心に分析を加えた。大正十年十二月、 一の登場はこうした宮内省の政策に対応してなされたものだと考えられる。 このような宮内省の動きと連動するように、武井は楽部の演奏を一般に公 次に、武井が行った楽部改革に関して、 大正十一年の春と秋に南葵楽堂を借用して演奏会を行った。 国民に近い皇室像を標榜するようになるが、 楽部の公開演奏会、 武井のメディア 楽部組織 武井は楽部 の改 そ

就任したように、留学派遣の当初の目的の一部は果たされた。最後に大正十一年から同十三年になされた楽部からの留学生派遣について最後に大正十一年から同十三年になされた楽部からの留学生派遣について、留学派遣のたった。たびし、留学の経験が音楽実績に直結し、音楽家として活躍するにあたいは至らなかった。ただし、留学した楽師両名とも洋楽の楽長に相次いで、別には至らなかった。ただし、留学した楽師両名とも洋楽の楽長に相次いで、別には至らなかった。ただし、留学した楽師両名とも洋楽の楽長に相次いで、別には至らなかった。ただし、留学した楽師両名とも洋楽の楽長に相次いで、別には至らなかった。ただし、留学した楽師両名とも洋楽の楽長に相次いで、記述は外国人教師を用席において、楽部からの留学生派遣について、記述に大正十一年から同十三年になされた楽部からの留学生派遣について、記述に大正十一年から同十三年になされた楽部からの留学生派遣について、記述に大正十一年から同十三年になされた楽部からの留学生派遣について、

五部、昭和十四年に千四百十一部というように段階的に増やしていった。部、昭和二年に九百十二部、昭和五年に千百十四部、昭和十年に千三百五十十年の段階で六百八十七部であった管弦楽の楽譜を、大正十五年に八百十九二のほか、武井が楽部長就任後の楽部では楽譜資料の充実が図られ、大正

注

- (1) 洋楽導入期の楽部に関しては主に次のような研究がある。三浦俊三郎『本における西洋音楽の受容』(多賀出版、一九八七年)、塚原康子『十九世紀の日本における西洋音楽の受容』(多賀出版、一九九三年)、中村洪介『近代日本洋本における西洋音楽の受容』(多賀出版、一九九三年)、中村洪介『近代日本洋楽史序説』(東京書籍、二〇〇三年)、古川久「雅楽」(小宮豊隆編『明治文化史 9音楽演芸』、原書房、一九八〇年)、堀内敬三『音楽五十年史』(鱒書房、一九四二年)。
- 「明治前期の新しい音楽現―賛美歌・唱歌・軍歌―」(『昭和音楽大学研究紀倉橋惣三・新庄よしこ編『日本幼稚園史』(東洋国書、一九三四年)、塚原康子(2) 伊吹山真帆子「保育唱歌について」(『東洋音楽研究』四四、一九七九年)、

要』一九、二〇〇〇年)、後に 四三、一九七七年)、女子学習院編『女子学習院五十年史』(女子学習院、一九 歌・唱歌・軍歌―」と改題し、同著『明治国家と雅楽 ―伝統の近代化・国楽 テインメント、二〇〇〇年)、外山友子「幼稚園唱歌事始」(『東洋音楽研究』 ェフスキ「保育唱歌について」(安田寛他編『近代唱歌集成』、ビクターエンタ 音楽活動 ―明治十一年の式部寮雅楽課―」と改題し、同著『明治国家と雅楽 の創成―』(有志舎、二〇〇九年)所収、同「明治十一年の式部寮雅楽課」 三五年)、 (『東京藝術大学音楽学部紀要』二九、二〇〇四年)、後に「雅楽伶人の新しい −保育唱歌の系譜−」(『東洋音楽研究』七四、二○○九年)、ヘルマン・ゴチ - 伝統の近代化・国楽の創成―』所収、拙稿「明治期の宮中における作曲活動 山住正己『唱歌教育成立過程の研究』(東京大学出版会、一九六七 「明治前期新しい音楽表現 ―讃美歌・保育唱

- 年)、三浦俊三郎『本邦洋楽変遷史』(日東書院、一九三一年)。 博士論文、二〇一一年)、中村理平『キリスト教と日本の洋楽』(大空社、一九 年)、中村洪介『近代日本洋楽史序説』(東京書籍、二〇〇三年)、拙稿「楽部 同『東京芸術大学百年史 九六年)、野村光一『お雇い外国人⑩ 音楽』(鹿島研究所出版会、一九七一 (『近代における宮内省式部職楽部の研究 ―大正期の組織と活動を中心に―』 雇いの外国人音楽教師一ハウス、ドボラヴィッチ、コメッリを中心に一」 『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇』第一巻(音楽之友社、一九八七年)、 西洋音楽の受容』(多賀出版、一九九三年)、東京芸術大学百年史編集委員会編 『明治音楽史考』(有朋堂、一九四八年)、塚原康子『十九世紀の日本における 楽部雇いの外国人音楽教師については主に次のような研究がある。遠藤宏 東京音楽学校篇』第二巻(音楽之友社、二〇〇三
- 楽課―」と改題し、同著『明治国家と雅楽 ―伝統の近代化・国楽の創成―』 九、二〇〇四年)、後に「雅楽伶人の新しい音楽活動 ―明治十一年の式部寮雅 所収、塚原康子「明治三十年の宮内省式部職雅楽部」(『東京藝術大学音楽学部 塚原康子「明治十一年の式部寮雅楽課」(『東京藝術大学音楽学部紀要』二

部職雅楽部一」と改題し、 紀要』三一、二〇〇六年)、後に「近代雅楽の分岐点 ―明治三十年の宮内省式 同著『明治国家と雅楽 ―伝統の近代化・国楽の創

- (5) 塚原康子 と改題し、同著『明治国家と雅楽―伝統の近代化・国楽の創成―』所収 十一年度科研報告書)、後に「明治後期から大正・昭和期の宮内省式部職楽部 (『近代雅楽制度の研究 ―戦前期の宮内省式部職雅楽部を中心に―』、平成十~ 「戦前期における宮内省式部職雅楽部 ―明治期を中心に―」
- (6) 拙稿「大正時代における宮内省式部職楽部の組織改革と楽家制度」(『武蔵 野音楽大学研究紀要』四三、二〇一二年)
- 7 中・皇室と政治』、山川出版社、一九九八年) 梶田明宏「酒巻芳男と大正昭和期の宮内省」 『年報 近代日本研究20

宮

- 8 前掲注(7)梶田、一二〇一三〇頁。
- 9 前揭注 (6) 拙稿、一六八頁
- 10 号。 『宮内省省報』第百二十一号、大正九年十月十日、 訓令四十二号・四十三
- 11 御渡欧二関スル文書写」(憲政資料室収集文書1324)。この文書が記された 性が高い。 明宏「大正十年皇太子御外遊における訪問国決定の経緯について」(『書陵部紀 皇太子外遊の勅許が得られたのは、大正十年一月十六日のことであった(梶田 認できる。皇太子の外遊は大正八年四月頃から計画され、大正九年春には元老 時期は明らかではないが、皇太子の外遊時期が決定される以前であることは確 要』五七、二〇〇六年)、四三―五頁)。したがって大正九年の記述である可能 山県有朋・松方正義・西園寺公望らの間で洋行論が盛んになったとされるが、 国立国会図書館憲政資料室所蔵「松平慶民関係文書」所収「大正十年東宮
- (1) 『官報』第二七五六号、大正十年十月七日及び『宮内省省報 三三号、大正十年十月二十五日 ·付録』第
- 13 国立国会図書館憲政資料室所蔵「牧野伸顕関係文書」所収「宮内省の事務

刷新に関する訓示」(書類の部R4-5)。

- 原奎一郎編『原敬日記』(福村出版、一九八一年)、大正十年九月十二日条。
- 文社、一九五八年)、八三頁による。 定員数については、藤樫準二『千代田城 ―宮廷記者四十年の記録―』(光
- 『読売新聞』大正十年八月二日。
- (17) 『東京朝日新聞』及び『読売新聞』大正十年十月八日に全文が掲載されて
- 18 前揭注 6 拙稿、一七四—六頁
- 19 前揭注 (6) 拙稿、一七六頁
- 20 宮内庁宮内公文書館所蔵「御内庭奏楽録」自大正九年至大正十一年
- の奉祝行事自体が行われていない。 年を参照。因みに大正十年は皇太子が外遊に出掛けていたため、皇太子誕生日 宮内庁宮内公文書館所蔵「楽事録」明治四十五・大正元年から昭和二十三
- 十一月九日に行われた観菊会に楽部は参勤していないが、「楽事録」には十一 宮内庁宮内公文書館所蔵「観菊会録」及び「観桜会録」を参照。 大正十年
- 月十五日参勤に関する文書が残されている。
- 前揭注 (21)「楽事録」明治四十五・大正元年から昭和二十三年を参照。
- 『読売新聞』大正六年七月二十六日
- (2) 二荒芳徳・澤田節蔵『皇太子殿下御外遊記』(大阪毎日新聞社・東京日日 新聞社、一九二三年)、宮内大臣官房庶務課『皇太子殿下海外御巡遊日誌』(印 刷局、一九二三年)。
- 餐・晩餐では、料理のメニューとその場で演奏されるプログラムがセットとな って出席者に配られていた。 「亀井茲常日記」(個人蔵)。外遊に供奉した亀井茲常の史料によれば、午
- (27) このほか、皇太子は御召艦香取に乗船中の晩餐の席で、毎夜海軍軍楽隊に 楽を演奏する二十八人編成の海軍軍楽隊が乗船していた)。香取に乗船してい よる管弦楽(三十四人編成)の演奏を聴いていた(因みに供奉艦鹿島には吹奏

28) この時期に楽部の楽師を東宮御所に召して演奏させた記録は確認されない 無いやうに努め、今日無事にその任務を終つたのは誠に嬉しい」と語っている たり、いろゝ御質問遊ばすこともあつた、私どもは終始畏れ多い心地で過失の 時には「ウイリアムテル」の木琴独奏曲を聴かして呉れなど特に御所望になつ に上られて私どもの演奏する最後の一曲まで御耳を傾けらるゝのが常であつた。 た、殿下には音楽に殊に御熱心で御食卓を早く離れになつた時などは態々甲板 下に供奉の半歳、私どもは毎夜々々御晩餐の際必ず奏楽して殿下の御聞に入れ た海軍軍楽隊の横枕楽長は、大正十年九月五日『時事新報』において「東宮殿

『宮内省省報』第百三十六号、大正十一年一月十日

が、非公式な形で弦楽四重奏のような規模による奏楽が行われたということは

充分に考えられる。

- (3) 坂本一登「新しい皇室像を求めて ―大正後期の親王と宮中―」(『年報 近代日本研究20 宮中・皇室と政治』、山川出版社、一九九八年)、一五頁。
- (31) 宮内庁宮内公文書館所蔵「雅楽録」明治十二年、第三三号「毎年四月・十 月楽舞演習実施ノ件」(四月)。 (82)
- 32 年は秋に開催されている。 館所蔵「演奏会録」(一)から(七)。例外的に明治三十一年・大正六年、同九 前掲注(31)「雅楽録」明治十二年から同十七年及び、宮内庁宮内公文書
- 33 前揭注 (32)「演奏会録」(一)から(七)を参照
- 34 並ニ舞楽演奏ニ関スル件」(五月)。 前揭注 (32)「演奏会録」(八) 大正十一年、第一号「楽部演習欧州管弦楽
- 35 前揭注 (32)「演奏会録」(八)大正十一年、 第一号。
- 36 「セロ」などは史料の表記に従った。 前揭注 (32)「演奏会録」(八)大正十一年、 第一号。 作曲者、 曲名、「絃」、
- <u>37</u> 『音楽年鑑』十三(一九二二年)。
- 38 前掲注(2)拙稿
- 39 『読売新聞』大正十一年六月一日

- (仾月)。 (40) 前掲注(32)「演奏会録」(七)大正十年、第三号「音楽演習ニ関スル件」
- 41) 秋山龍英『日本洋楽百年史』(第一法規、一九六八年)、三七八頁
- によれば昭和五年五月二十日と記されているが誤りか。 比谷公会堂での最初の演奏会は『皇室大観』(東京日日新聞社、一九三七年) (2) 前掲注(32)「演奏会録」自昭和六年至二十二年(九)第一号。なお、日
- 前掲注(32)「演奏会録」(九)。
- (4) 宮内庁宮内公文書館所蔵「雅楽日録」(三)、大正十二年三月七日条。
- (45) 前掲注(44)「雅楽日録」(三)、大正十二年四月二十六日条
- (46)『宮内省省報』第百五十三号、大正十二年六月二十日。宮内省令第四号。
- (47)『官報』第四百九十六号、大正三年三月二十七日。宮内省令第四号。
- (48)『宮内省省報』第百五十三号、大正十二年六月二十日。訓令第五号。
- (49) 楽生の修業年限は七年であった。
- 七月四日にドイツで受け取っている。書翰(年月日不明・大正十二年五月下旬から六月初旬頃カ)。芝は大正十二年(5) 「藤原姓芝家第二庶流文書」(個人蔵)、安倍季功差出芝忠重・山井基清宛
- 51) 前掲注(50)「藤原姓芝家第二庶流文書」、芝忠重経歴書。
- (52) 多忠龍『雅楽』復刻版(六興商会出版部、一九七四年)、二〇二頁:
- (53) 大正十年十月の官制で式部次長に就任。
- (54) 前掲注(52)『雅楽』、二〇二頁。
- 大臣官房秘書課(八)判任官以下ノ部 第三七五号。四年 第九○号「欧州管絃楽長養成ニ関スル意見書」。及び同館所蔵「進退録」四年 第九○号「欧州管絃楽長養成ニ関スル意見書」。及び同館所蔵「進退録」自明治十四年至昭和十一年、大正十
- 工の講師を務めた。また、楽部において外国人教師の通訳を命じられる程英語の専門をオーボエとし、明治三十六年から大正五年には東京音楽学校でオーボ左舞、洋楽ではホルン、ヴァイオリン、オーボエを演奏した。最終的に洋楽で「56) 芝忠重 (一八七五―一九三六) は十歳で楽部に入り、雅楽では笛、琵琶、

- となった。和大礼において大礼使典儀官を務めた。昭和九年に退官し、以後楽生教養嘱託和大礼において大礼使典儀官を務めた。昭和九年に退官し、以後楽生教養嘱託が堪能であった。欧米への留学を経て、昭和三年に洋楽の楽長に任ぜられ、昭
- (57) 山井基清(一八八五——九七〇)は十三歳で楽部に入り、雅楽では笛、舞、活楽ではサックス、ヴァイオリン、ヴィオラを担当した。楽部に在籍しながら時漁三十七年、十九歳の時に東京音楽学校に入学し、明治四十一年に二十三歳で卒業している。翌明治四十二年には東京音楽学校においてヴァイオリンの講師補助嘱託となり、大正三年からは雅楽練習所のヴァイオリン教授補助及び外国語教授となっている。欧米出張を経て、昭和三年には芝忠重と同様に大礼使典儀官と書記官を任ぜられ、昭和九年に芝忠重の後任として楽長となった。そして、昭和十一年、五十一歳で楽部を退官し、昭和十二年に相愛女子専門学校して、昭和十一年、五十一歳で楽部を退官し、昭和十二年に相愛女子専門学校し、また『風俗訳譜』や『催馬楽訳譜』を出版したほか、宮中儀礼における奏と、また『風俗訳譜』や『催馬楽訳譜』を出版したほか、宮中儀礼における奏楽用の管弦楽曲を作曲するなど、その活動は多岐に亘っている。
- 号。(5)「進退録」大臣官房秘書課(八)判任官以下ノ部(第三七五(5)前掲注(55)「進退録」大臣官房秘書課(八)判任官以下ノ部(第三七五)
- がリヒャルト・シュトラウスに師事したことは確認されない。(5) 前掲注(5) 藤原姓芝家第二庶流文書」をみる限り、留学中に芝と山井
- (1) にはては、より、10旬更に続くして、10万円では、10万円であってであり、宛書翰(年月日不明・大正十二年五月下旬から六月初旬頃カ)。(6)前掲注(50)「藤原姓芝家第二庶流文書」、安倍季功差出芝忠重・山井基清

御教示による)。 御教示による)。 御教示による)。 御教示による)。 御教示による)。 御教示による)。 のに、現在の楽部庁舎が建設されたのは、昭和十二年になってからである(元宮場所に隣接する土地に仮庁舎が完成したため、楽部はそこに移っている。因みき払われた。そして、同年十一月二十三日に現在の楽部庁舎が建てられている

- 8) 前掲注(50)「藤原姓芝家第二庶流文書」、一九二三年芝忠重手帳
-) 前掲注(50)「藤原姓芝家第二庶流文書」、芝忠重のメモ。
- 牛」。の件」及び第八一号「年中御祭典神饌奏楽参向人名及奏楽目録並に同曲目のの件」及び第八一号「年中御祭典奏楽・神宮御神楽・氷川祭各御用出張順番席次十六年、第七九号「年中御祭典奏楽・神宮御神楽・氷川祭各御用出張順番席次段) 宮内庁宮内公文書館所蔵「雅楽録追加之部」(三)自明治十六年至昭和三
- 年間雇継ノ件 大正十三年」。音楽教師「グリエルモ・ヅブラウチツチ」雇満期ニ付五月二十五日ヨリ向二ヶ音楽教師「グリエルモ・ヅブラウチツチ」雇満期ニ付五月二十五日ヨリ向二ヶ
- リエルモ・ヅブラウイツチ」叙勲ノ件」。6) 前掲注(6)「欧州音楽教師雇入録」(二)、第三七号「当職音楽教師「グ
- リエルモ・ツブラウチツチ」死亡の件 大正十四年」。67) 前掲注(65)「欧州音楽教師雇入録」(二)、第三八号「当職音楽教師「グ
- ノ・コメリ」当職楽部音楽教師トシテ雇入ノ件」。8) 前掲注(65)「欧州音楽教師雇入録」(三)、第一号「伊太利国人「ガエタ
- 8) 宮内庁宮内公文書館所蔵「楽器装束管理録」(六)、「管絃楽譜」の項を参